



「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の 取組と課題（2025年6月）」のポイント

弁護士 [金木伸行](#)

弁護士 [田島忠幸](#)

1. はじめに

金融庁は、2025年6月27日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025年6月）」¹（以下「本レポート」といいます。）を公表しました。

本レポートは、マネー・ローンダリング・テロ資金供与（以下「マネロン等」といいます。）対策及び金融犯罪対策に関し、金融庁及び財務局（以下「金融庁等」といいます。）による取組や金融庁等が所管する金融機関等における対応状況、日本の金融機関等を取り巻くリスクについて、主に2024年事務年度（2024年7月から2025年6月まで）の状況等を取りまとめたものであり、「第1章 マネロン等対策の更なる高度化に向けた取組」と「第2章 国民を金融犯罪から守るための取組」の2部構成となっております。本稿では、本レポートのポイントを解説いたします。

2. 第1章「マネロン等対策の更なる高度化に向けた取組」について

(1) マネロン等対策に係る現状

金融庁は、金融機関等に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライ

¹ 金融庁「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025年6月）」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/20250627/01.pdf>)

ン」²（以下「ガイドライン」といいます。）に示した「対応が求められる事項」への対応（以下「基礎的な態勢整備」といいます。）を、2024年3月までに完了するよう要請していました。同庁としては、多くの金融機関等において対応が完了したものと認識していると言及しています。そして、今後は、2028年8月に予定されている金融活動作業部会（以下「FATF」といいます。）による第5次対日相互審査を見据え、金融機関等においては、基礎的な態勢整備にとどめることなく、自らのマネロン等対策の有効性を計画的に検証し、継続的に見直す必要があると言及しています。また、金融機関等のリスクベース・アプローチ（以下「RBA」といいます。）に基づく態勢整備状況について、金融庁は、検査・モニタリングを通じて確認を行うほか、金融機関等との対話を通じて関係省庁や業界団体等との連携を進めているとのこととです。

(2) FATF 第5次対日相互審査に向けた政府全体の取組

我が国の政府によるマネロン等対策としては、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において、FATF 第5次対日相互審査を見据え、国内のマネー・ローンダリング等対策の実効性を高めるとともに、リスク環境の変化に対応するため、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024～2026年度）」が公表されました（抜粋版につき下記参照）³。このうち、金融庁では、「IO3 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る金融機関・暗号資産交換業者（VAPs）の監督・予防措置」に含まれる以下の3項目について、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」並びにこれに係るコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方⁴や為替取引分析業者に対する監督指針の公表等を行いました。金融庁では、これら3項目について引き続き同様の対応を進めていくとされています。

- ・「金融機関等によるRBAに基づく取組の促進等」
- ・「監督当局による金融機関等に対するRBAに基づく検査監督の実践等」
- ・「取引モニタリング共同システムの充実・効率化、金融機関等の取引モニタリング等の強化」

² 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
(https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf)

³ 財務省「「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」を策定しました（令和6年4月17日）」
(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20240417.html)

⁴ 金融庁「「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（2025年3月31日）
(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250331-3/20250331-3.html>)

【図表1】行動計画(2024-2026 年度)(金融機関等に関連する主な部分を抜粋)

IO:有効性	項目	主な行動内容	期限	
1	マネロン等 及び拡散金融リスク の認識・協調	「政策会議」の体制 強化及び「基本方針」の 更新	<ul style="list-style-type: none"> 参加省庁拡大等により、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」の体制を強化する。 行動計画(2024-2026年度)の進捗状況をフォローアップし、必要に応じ「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を更新する。 	2024年度末 継続実施
		国際協力	<ul style="list-style-type: none"> 各国の監督当局等との情報交換を継続し、必要に応じて更に発展させる。 	継続実施
3	マネロン・テロ資金 供与対策に係る 金融機関・暗号 資産交換業者 (VASPs)の 監督・予防措置	金融機関等による リスクベースアプローチに 基づく取組の促進等	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等のリスク理解を更に向上させ、リスク評価に基づくリスクベースの実効性ある取組を促す。また、必要に応じてガイドラインを更新する。 官民連携して国民の理解を促進しつつ、金融機関等による継続的な顧客情報管理に基づく顧客のリスク評価の取組を推進する。 	継続実施
		監督当局による 金融機関等に対する リスクベースアプローチに 基づく検査監督の実践等	<ul style="list-style-type: none"> リスクベースアプローチに基づくメリハリのある検査監督の取組を実践する。 ブロックチェーン等を活用した技術による新たな金融商品等を提供する金融機関等において、必要なリスク低減措置等が実施されるよう取り組む。 金融機関等に対し、効果的かつ抑止力のある措置を実施する。 	継続実施
		取引モニタリング共同シ ステムの充実・効率化、 金融機関等の取引モニ タリング等の強化	<ul style="list-style-type: none"> 為替取引分析業者の検査監督等を通じて、共同システムの安定運営を確保しつつ、金融機関等による取引モニタリング等を強化する。 	継続実施
5	法人等の 悪用防止	<ul style="list-style-type: none"> 制度整備に向けた検討を推進する。 「実質的支配者リスト」を活用する方策を検討する。 	2026年度末	

【出典】財務省資料より、金融庁作成

(3) 基礎的なマネロン等リスク管理態勢整備に係る取組

金融庁等は、基礎的な態勢整備の期限後に実施した検査・モニタリングの結果、経営陣による主導的な関与が認められず、基礎的な態勢整備が完了していないなど態勢整備状況が著しく不十分な金融機関に対して、業務改善命令等の行政処分を行いました⁵。金融庁等は、金融セクター全体のマネロン等リスク管理態勢の向上を図るべく引き続き、業界団体と連携しつつ、金融機関等への支援等・働きかけ等を行っていくとしています。

(4) 有効性の確保・高度化に向けたこれからの取組

ア RBA の取組

金融庁では、金融セクター分析やCRR(Corporate Risk Rating)を踏まえたRBAに基づく検査・モニタリングを実践しており、金融セクター分析に関して、足元では、預金取扱等金融機関、暗号資産交換業及び資金移動業を高リスクセクターと評価し、とりわけ主要行等及び新形態銀行については、

⁵ 関東財務局「株式会社エコレミットジャパンに対する行政処分について」(2024年10月11日)

(<https://fb.mof.go.jp/kantou/kinyuu/pagekthp0270000031.html>)

金融庁「イオン銀行に対する行政処分について」(2024年12月26日)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241226-2/20241226.html>)

東北財務局「羽後信用金庫に対する行政処分について」(2025年3月21日)

(https://fb.mof.go.jp/tohoku/b2_kinyu/01_kinyukankei/53_ugo.html)

サブセクターリスクを Very High と評価しています。⁶また、2025 年 6 月の金融セクター分析では、資金決済法第 11 条の 2 に定める届出を行った高額電子移転可能型前払式支払手段発行者を新たに分析の対象として追加しました。

金融庁においては、基礎的な態勢整備に関しては、ほぼ全ての金融機関等から完了した旨の報告を受けたこと等を踏まえ、2025 年 3 月末基準での情報収集においては、今後の FATF 第 5 次対日相互審査も見据え、より実態に即した分析や対応を行うべく、一部の調査項目や様式構成の見直しを実施しているとのことです。

各金融機関等においては、今後は整備した態勢の有効性を確認し、態勢を維持・高度化する対応を継続していくことが必要となります。

イ 有効性検証

金融庁は、金融機関等が**自社の「直面するリスクに対する特定・評価・低減を適切に実施していること」**を確認する有効性検証が重要と評価しています。FATF 第 5 次対日相互審査のオンサイト審査では、主に金融機関等の監督と予防措置に係る有効性評価に関して、一部金融機関等に対し審査員からのインタビューの実施が想定されることから、金融機関等は、有効性検証の結果を活用し、自社の対策の有効性を合理的・客観的に説明できる態勢を整備する必要があるとされています。

以上を踏まえ、金融庁は、有効性検証の実施を促進するため、有効性検証に関する考え方をまとめ、2025 年 3 月 31 日、「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」⁷（以下「ディスカッション・ペーパー」といいます。）を公表し、あわせて、金融機関等から聴取した実際の有効性検証の取組事例をもとに作成した「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」⁸（以下、ディスカッション・ペーパーと総称して「ディスカッション・ペーパー等」といいます。）も公表しました。

金融機関等においては、自らの方針・手続・計画等を策定した上で、経営陣による関与の下、これを組織全体に浸透・徹底させ、有効なマネロン等リスク管理態勢を構築したうえ、ディスカッション・ペーパー等を参考にしつつ、マネロン等対策の担当部門のみならず、営業・管理・監査の各部門が担う役割・責任を、経営陣の責任の下で明確にして、適切な資源配分を行い、組織的に実施することが求められています。

なお、2024 事務年度には、13 の金融機関等を対象に有効性検証に係るモニタリングが実施されており、その結果として、金融機関等の有効性検証に関する枠組みとして以下のようなものが見られたと言及されています。

⁶ 「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024 年 6 月）別紙：金融セクター分析結果概要」2 頁参照。

(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240628/02.pdf>)

⁷ 金融庁「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250331-3/20250331-3.html>)

⁸ 金融庁「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集（令和 7 年 3 月版）」

(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250331-3/03.pdf>)

- ・ 専担組織によるリスク低減に係る検証（テストング）
- ・ マネロン等対策関連システムの設定に係る調整
- ・ 年次リスク評価時のリスク低減に係る有効性評価
- ・ 規程等の定期見直し
- ・ KRI（Key risk indicator）の定期観測
- ・ 第1線による自己点検
- ・ データ・ガバナンス
- ・ マネロン等対策に係る第3線による監査

ウ 「疑わしい取引の参考事例」の改訂

金融庁は、主として以下の事例を追加する形で「疑わしい取引の参考事例」⁹を改訂しました。

- ・ 「犯罪収益移転危険度調査書」でリスクが高いとされた事例
例：同一の口座に、多数のアクセス環境（IP アドレス、端末等）からの接続がある場合、オンライン上での口座開設時や口座へのログイン時等に、オンライン上の異常な行動（ボット制御の可能性を示唆する過度に素早い入力、複数のログイン失敗等）を検知した場合等
- ・ 最近の社会情勢を踏まえた対応事例の追加
例：オンラインカジノ（振込依頼人名に英数字等が含まれる振込が多数あり、オンラインカジノ関連の収納・決済代行が疑われる取引等）、貸金庫（マネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等防止の観点からリスクが高いと考えられる物品等（現金を含む。）を格納する目的で貸金庫が利用されていることが疑われる場合等）

(5) マネロン等の国際的な規制における 2024 事務年度の新たな動向（FATF 勧告 16 改訂：クロスボーダー送金の透明性向上）

FATF 勧告 16 改訂においては、フィンテック系をはじめとする新たな事業者による送金業務への参入、先進的技術の普及及び新たなビジネスモデルの登場などによる市場構造の変化によって、送金の透明性が低下している中、“same activity, same risk, same rules”の原則を確保し、規制の抜け穴を防ぐとともに、犯罪者やテロリストによるクロスボーダー送金システムの悪用を阻止することを企図し、主に以下の3点が改訂されたと言及されています。

- ・ 送金ビジネスモデルの変化等を踏まえた、ペイメントチェーンの始点・終点の明確化と各主体が果たすべき義務の明確化
- ・ 送付元金融機関から受取先金融機関に送付する送金依頼人及び受取人情報の内容・質の改善

⁹ 金融庁「疑わしい取引の参考事例」（2024年4月1日更新）
(<https://www.fsa.go.jp/str/jirei/#kinyuu>)

- ・ カード・ペイメントに係る勧告 16 適用除外条件の一部厳格化とクロスボーダーでの現金引き出しへの限定された通知義務の適用

(6) 金融庁所管事業者の取り扱う個別の商品・サービスに関する 2024 事務年度の新たな動向

本レポートでは、所管事業者の取り扱う個別の商品・サービスに関する 2024 事務年度の新たな動向として、暗号資産、高額電子移転可能型前払式支払手段、ステーブルコイン、クロスボーダー収納代行の動向について言及されています。このうち、暗号資産及びステーブルコインについては、米国でのトランプ政権発足後、世界各国で取引量が増加するとともに、新たな商品やサービスの提供が開始されており、これに伴い金融庁においても、暗号資産及びステーブルコインが内包するリスクや課題について検討したうえ、対応することが求められるものと思われまます。またクロスボーダー収納代行については、この度成立した改正資金決済法において、クロスボーダー収納代行を行う場合、基本的に資金移動業の登録が求められることとなったことが言及されています。

3. 第 2 章「国民を金融犯罪から守るための取組」について

(1) 金融犯罪対策に係る取組の現状

近年、フィッシングや特殊詐欺に加え、SNS 型投資・ロマンス詐欺（以下「詐欺等」といいます。）の金融犯罪の急拡大を踏まえ、犯罪対策閣僚会議においては、「国民を詐欺から守るための総合対策」が策定され、2025 年 4 月に「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」¹⁰（以下「総合対策 2.0」といいます。）に改訂されました。金融庁においてはこれらの施策をはじめ、国民が金融犯罪被害を受けない環境の整備を関係省庁と連携して進めているとのことです。

(2) 「被害に遭わせない」ための対策

金融庁では、国民を「被害に遭わせない」ための対策として、詐欺的な投資に関する相談窓口の開設、無登録で金融商品取引業を行う者への対応、SNS 上の投資詐欺が疑われる広告等への対応、フィッシング等による不正アクセス・不正取引への対応、ATM での詐欺被害防止に向けた対応等を行っているとのことです。このうち、フィッシング等による不正アクセス・不正取引への対応として、金融庁は、警察庁と連携し、金融機関に対し、累次にわたり対策強化の要請を行うとともに、2024 年 12 月には、フィッシング対策強化の要請を行っています。特に、2025 年上半期に発生したインターネット取引サービスでの不正アクセス・不正取引（第三者による取引）の被害を受け、金融庁は、各金融機関に対して、認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限額の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を求めていくとともに、今後対応状況について、検査・モニタリング等を行っていくとのことです。

¹⁰ 犯罪対策閣僚会議「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年 4 月 22 日）
(<https://www.npa.go.jp/bureau/safety/life/sos47/assets/img/new-topics/detail/250609/01/01.pdf>)

(3) 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

詐欺等の犯罪に不正に開設・譲渡された預貯金口座が利用されていることから、預貯金口座の不正利用に係る対策が金融機関にとって急務となっています。金融庁は、金融機関に対し、以下の事項等について、他の金融機関や警察と密接に連携して対策を進めることを求めています。

ア 口座の不正利用等防止に向けた対策の強化

金融庁は、2024年8月、預金取扱等金融機関の各業界団体等に対し、警察庁との連名で、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策を一層強化するため、**口座開設時の実態把握、利用者のアクセス環境等に着目した検知、検知シナリオ等の充実・精緻化、出金停止・凍結等の措置の迅速化、他の金融機関との情報共有、警察への情報提供・連携の強化**の計6項目への対応を要請しました。

イ 金融機関間での情報共有の促進

金融庁は、金融機関に対し、金融犯罪対策の高度化を効率的・効果的に図っていくため、金融機関間での情報共有を行うことが求めています。この点、金融機関においても、自社の金融犯罪対策の高度化・低コスト化を図ることができるとともに、非競争領域であることもあり、積極的に実施していく必要があるものと思われま

ウ 金融機関による警察への情報提供・連携

金融機関による警察への情報提供・連携に関する動向として、警察が保有する不正利用口座に関する情報を金融機関側へ迅速に提供し、金融機関側において振込済のデータから当該不正利用口座への振込の有無や同一人物/企業の可能性がある口座を調査の上、警察に情報提供するという取組事例や金融機関及び警察庁による情報連携協定の締結が挙げられています。

エ 在留期間が満了した外国人名義の口座の利用制限

金融機関においては、在留期間に定めのある外国人顧客について、2024年12月24日付警察庁事務連絡「在留期間が満了した外国人の預貯金口座からの現金出金及び他口座への振込への対応等について」¹¹も踏まえ、在留期間を考慮した適切なリスク低減措置を講じることが求められます。

オ インターネットバンキングに係る対策強化

総合対策2.0において、インターネットバンキングを通じた被害の割合が高いことに着目した対策として、初期利用限度額の適切な設定、申込みがあった際や利用限度額引上げ時の利用者への確認や

¹¹ 2024年12月24日付警察庁事務連絡「在留期間が満了した外国人の預貯金口座からの現金出金及び他口座への振込への対応等について」

(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/20241224hansyu.pdf>)

注意喚起等の取組を推進することとされており、金融機関においては、これに応じた対応を採る必要があるものと思われます。

カ 不正利用口座情報の共有

銀行業界として金融犯罪の被害を減少させるための取組として、全国銀行協会による「不正利用口座の情報共有に向けた検討会」の設置、同検討会による「不正利用口座の情報共有に関する報告書（2024年度）（概要）」¹²の公表について言及されています。

金融庁では、金融機関による自主的な取組を後押しするとともに、将来的には、協同組織金融機関を含めた預金取扱等金融機関全体での情報共有や、暗号資産交換業者との情報共有も検討していくとしています。

エ 本人確認の厳格化

我が国においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024年6月21日閣議決定）¹³等において、非対面での本人特定事項の確認方法犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく非対面での本人特定事項の確認方法は、マイナンバーカードの公的個人認証（JPKI）に原則一本化されることになりました。これを受け、画像の読取による方法（e-KYC）など、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い方法を廃止するために、警察庁は、2025年6月24日、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を公布し、2027年4月1日に施行予定とされています。なお、同命令については、2025年2月28日から同年3月29日までパブリックコメントの募集がされ、これに対する警察庁の回答も公表されています¹⁴。

¹² 全国銀行協会「不正利用口座の情報共有に関する報告書（2024年度）（概要）」
(<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news370331.pdf>)

¹³ 内閣府等「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024年6月21日）10頁以下参照
(https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r06/shi_07_mic_188_4.pdf)

¹⁴ 警察庁「「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集結果について」
(<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000294591>)

【執筆者】



[金木 伸行](#)（弁護士）

E-mail: nobuyuki.kaneki@iwatagodo.com

早稲田大学法学部卒業、早稲田大学法科大学院卒業、2018年弁護士登録。金融規制法に関する法的助言を始めとする金融分野に関する案件を主として取り扱っているほか、不動産、労務分野に関する案件を多く担当する。



[田島 忠幸](#)（弁護士）

E-mail: tadayuki.tajima@iwatagodo.com

早稲田大学法学部3年次卒業、早稲田大学法科大学院卒業、2025年弁護士登録。ファイナンス取引や保険をはじめとする金融分野、不動産案件、訴訟・紛争解決案件を主たる取扱分野とするほか、企業法務全般を取り扱っている。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士110余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。